

**初開催** **さいたまOrganic City Fes.プレマルシェ** を開催します!

「さいたまOrganic City Fes.」のプレイベントとして、今年初めて開催するイベントです。有機農家や有機野菜を扱う飲食店の方と直接話をしながら、有機野菜を購入したり、実際に味わったりすることができます。ぜひ、ご参加ください!

新鮮なお野菜を
持っていきます!



- 日時** 9月27日(日) 9時～13時
- 会場** さいたま新都心公園(大宮区北袋町)
- 内容** 有機農家による野菜販売、
キッチンカーによる飲食物販売など

本庁舎マルシェも開催しています!

開催情報など詳しくは、市HPで公開中です。



詳しくは、農業政策課(TEL 829・1378、FAX 829・1944)へ。

民生委員による高齢者生活実態調査を実施します

9月～11月に民生委員が高齢者世帯を訪問し、生活状況や緊急連絡先の調査を行います。なお、民生委員は必ず民生委員・児童委員証を携帯しています。調査への協力は任意です。※生活実態などに応じて、対象世帯以外にも調査する場合があります。

対象世帯

- 65歳以上の方のみで構成されている世帯のうち、次の全てを満たす世帯
 - ▶75歳以上の方がいる
 - ▶令和6年度実施の調査後、世帯状況に変化があった



詳しくは、各区高齢介護課又は高齢福祉課(TEL 829・1260、FAX 829・1981)へ。

高齢者の元気と長生きを応援しています**健康づくり・生きがいづくり****長寿応援ポイント**

市内在住で、65歳以上の方が、事業に登録された団体で健康づくりなどの活動をした場合にポイントが貯まります。ポイントが一定以上貯まると、奨励金(現金・たまポン)と交換できます。

**いきいきボランティアポイント**

市内在住で、60歳以上の方が、登録している高齢者施設や児童施設などでボランティア活動をした場合に、ポイントが貯まります。ポイントは、奨励金(現金・たまポン)や「シルバー元気応援券※」と交換、又は福祉団体などに寄付できます。※応援券取扱店舗で利用できる商品券です。

趣味などを楽しむ**アクティブチケット**

健康福祉センター西楽園や市民保養施設などの公共施設等を無料又は割引料金で利用できるチケットを交付しています。

対象 次のいずれかに該当する方

- ▶市内在住の75歳以上
- ▶長寿応援ポイントや、いきいきボランティアポイントの交換を行った
- ▶65歳以上で、介護予防教室(ますます元気教室、すこやか運動教室等)などに参加した

お得に毎日を楽しむ**シルバー元気応援ショップ**

市内在住で、65歳以上の方が、協賛店でシルバーカードを提示すると、割引などの特典を受けられます。協賛店にはステッカーやポスターが掲示されています。協賛店・特典内容の一覧は、市HPで公開中です。

※シルバーカードは、65歳になる月に、介護保険被保険者証に同封して郵送しています。



詳しくは、各区高齢介護課へ。

9月は認知症月間

9月21日は認知症の日

認知症とともに生きる

認知症は家族、身近な人にも起こりうることです。自分ごととして認知症への理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちについて考えましょう。



世界アルツハイマーデー記念講演会 “安心が、未来をひらく”

日時 9月13日(日) 13時30分～16時

内容 認知症専門医による講演や当事者による座談会、演奏会など

定員 370人(先着順)

会場 浦和コミュニティセンター(浦和駅東口・コムナーレ10階)

申込み・問合せ 9月5日(土)までに、電話、ファクス、又は申込フォー

ムで、行事名、氏名、住所、電話番号を(公社)認知症の
人と家族の会 埼玉県支部へ。

※結果は参加できない方のみに連絡します。

☎814・1210、FAX814・1211



申込フォーム ▲

認知症フレンドリー企業・団体に登録しませんか

認知症の方を理解し、応援する「認知症フレ
ンドリー企業・団体」を募集しています。



もの忘れ検診を受診しましょう

認知症を早期に発見するための簡易検査が無
料で受けられます。

受診場所 市が指定する検診実施医療機関



他のイベントなど詳しくは、市HPで公開中です。

詳しくは、いきいき長寿推進課(☎829・1286、FAX829・1981)へ。

成年後見制度に関する相談を受け付けています

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分な方に代わり、
家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の財産や権利を守る法的制度です。

成年後見制度について
詳しくはこちら ▶



制度説明や利用方法の 相談に応じます

市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター

相談専用電話 835・5283【土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く、8時30分～17時】

※来所の場合は、事前にご連絡ください。

詳しくは、高齢福祉課(☎829・1260、FAX829・1981)へ。



市HPや市長公式Xでも、市長のメッセージや行動記録
などをご覧ください。



▲市HP



▲市長公式X

いじめ問題救済相談室をスタート

「誰にも言えない」。この言葉の奥で子どもが一人、
助けを待っているかもしれません。いじめは、子ども同
士の小さな問題ではありません。心と未来を傷つけ、と
きに命にも関わる社会全体で向き合うべき問題です。

本市では令和8年7月2日、学校や教育委員会から
独立した第三者機関の相談窓口として「いじめ問題
救済相談室」を開設しました。専門知識を持つ相談
員が子どもや保護者の声を受け止め、助言にとどま
らず、救済委員会への相談・報告を行い、必要に応じ
て関係機関との調整を行うなど解決に向けて迅速に

支援します。相談する
ことは、弱さではありま
せん。自分や大切な人
を守るための、勇気あ
る一歩です。本人だけ

でなく、保護者や友人、地域の方からも相談できます。
「何かおかしい」「助けてほしい」と感じたときは、どう
か一人で抱え込まないでください。子どもの声を見逃
さず、誰一人取り残さないまちを、市民の皆さんとともに
つくってまいります。



さいたま市長 清水勇人



こども誰でも通園制度 をご利用ください

- ・保護者の就労の有無を問わず、時間単位で利用できます
- ・年齢の近い子ども同士で遊べます ・保育士から育児のアドバイスを受けられます

対 象	市内在住で、保育所等に通っていない 0歳6か月～2歳の子ども
利用時間	1人当たり月10時間まで
費 用	1時間300円程度

対象施設や申込方法など
詳しくは、市HPで公開中です。



詳しくは、幼児政策課(☎829・1865、FAX829・2516)へ。

子どもの権利条例検討プロジェクトを開催します

子どもが主体となる検討プロジェクトを立ち上げ、「(仮称)子どもの権利条例」の骨子案を作ります。
作成した条例をもとに、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指します。



期日	会場
11/29(日)	与野本町コミュニティセンター(中央区本町東)
12/20(日)	浦和コミュニティセンター(浦和駅東口・コムナーレ9階)
R9.1/24(日)	与野本町コミュニティセンター(中央区本町東)
2/28(日)	

対 象	市内在住又は在学の小学5年～18歳の方
定 員	25人程度(抽選)
申込方法	9月30日(水)までに、市HPへ。



※いずれも時間は10時～12時30分です。

子どもの権利に関する市民アンケートにご協力ください。 アンケートでいただいた意見は、本プロジェクトで活用します。



詳しくは、子ども・青少年政策課(☎829・1908、FAX829・1960)へ。

ゆるバース2026 inさいたま新都心 ヌウに会いに行こう!投票しよう!

ゆるバース2026(旧ゆるキャラグランプリ)にヌウが出場中です。オンライン投票では、1人1日1票毎日投票できます。
決選投票は、さいたま新都心で開催されますので、ヌウに会いに来て、ぜひ投票をお願いします!

オンライン投票

10月3日(土)まで、ゆるバース公式HP
(<https://yurugp.jp/characters/72>)へ。
※投票の流れなど詳しくは、市HPで公開中です。

ゆるバース
応援特設
ページ▶



決選投票

日 時 10月3日(土) 10時～17時、
10月4日(日) 10時～13時
※14時30分から表彰式があります。

会 場 けやきひろば(さいたま新都心駅西口)

ゆるバースの最新情報はこちら▶



ゆるキャラ大集合! //

9月13日(日) カウントダウン イベント開催

つなが竜ヌウ、たまーりん、
コバトン、さいたままっちゃんなる
「チームSAITAMA」が集まり、
イベントのPRを行います。ぜひ遊びに来てください。



No.	時間	会場
①	14:00～14:30	さいたま新都心駅東西自由通路
②	15:30～16:00	コクーンシティ コクーン2 コクーンひろば (さいたま新都心駅東口)

②で、雨天の場合はコクーン2 3階 ひかりストリート周辺です。

詳しくは、都市経営戦略部(☎829・1034、FAX829・1997)へ。

9月10日は下水道の日 下水道は正しく使いましょう！

下水道は、皆さんの安心で快適な暮らしを支える大切な基盤です。皆さんからいただく下水道使用料は、処理場での水質浄化はもちろん、下水道管の損傷による道路陥没などを防ぐための維持管理にも活用されています。安心して暮らせるまちを守るため、下水道の正しい利用と使用料へのご理解をお願いします。

下水道に油やごみを流さない

油は新聞紙などに染み込ませたり、凝固剤を使用して、燃えるごみとして処分してください。

下水道工事は指定工事店へ

宅地内の工事は、必ず市が指定する排水設備指定工事店に依頼してください。

下水道の利用には届け出を

- 水道水や水道水以外の水（井戸水など）を使用する場合
- 工事などにより下水道を使用する場合
- 井戸水を使用する人数に変更がある場合

大雨に備えて市HPをご確認ください

●内水ハザードマップ

下水道の排水能力を超える大雨によって内水氾濫が発生した場合に想定される浸水区域や浸水深等を確認できます。各区情報公開コーナー等にて配布中です。

問合せ 防災課 ☎829・1126、☎829・1978



▲内水ハザードマップ

●雨水出水浸水想定区域図

下水道事業計画区域において、大雨時に浸水が想定される範囲や浸水の深さを確認できます。

問合せ 下水道計画課 ☎829・1566、☎829・1975



▲雨水出水浸水想定区域図

●さいたま市水位情報システム

市内の河川、道路、下水道の水位情報やカメラ画像を、パソコンやスマートフォンで確認できます。

問合せ 河川課 ☎829・1585、☎829・1975



▲市水位情報システム

●大雨時の下水道の使用

大雨が降ると、トイレが流れにくくなったり汚水が逆流することもあります。ご家庭でできる対策として、雨が弱まるまで、お風呂等の大量の排水をお控えください。

問合せ 下水道維持管理課 ☎829・1559、☎829・1975



▲大雨時の下水道使用

詳しくは、下水道総務課（☎829・1553、☎829・1975）へ。

最高裁判決を踏まえた 生活保護費追加給付の申し出を受け付けています

受付期間 令和9年7月31日(土)まで

対象 平成25年8月～令和8年3月に本市で生活保護を受給していた方

※給付額は世帯構成、年齢、受給期間等に応じて異なります。
※現在、生活保護を受給中の方の申し出は不要です。
※過去に別の福祉事務所で生活保護を受給していた方は申し出の必要があります。
手続きについて詳しくは、各市町村の福祉事務所にお問い合わせください。

提出書類 申出書、同意書、世帯全員の戸籍謄本の写し、申出者の本人確認書類の写し、
申出者本人名義の預金通帳の写し又はキャッシュカードの写し

提出方法 郵送又は専用申出フォームで市追加給付事務処理センターへ。

宛名

〒330-9799
さいたま新都心郵便局留
(〒330-9588 浦和区常盤6丁目4番4号)
さいたま市追加給付事務処理センター 宛

・「さいたま新都心郵便局留」と必ずご記入ください。
・宛名は正確にご記入ください。



▲専用申出フォーム

詳しくは、市生活保護費追加給付コールセンター（☎0120・214・062
【土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く、8時30分～17時15分】、☎829・1961）へ。